

令和8年度 水質検査計画



水質検査計画は、水道法施行規則第15条第6項により策定が義務付けられています。
また、定期の水質検査の水質検査項目、採水の場所、検査の回数等の内容及び臨時の水質検査の内容を記載し、需要者に対して情報提供することとされています。

志免町上下水道課



目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 給水栓までの主な水源と水質管理上の留意事項
 - (1) 水源の水質状況及び注意点
 - (2) 浄水場から蛇口までの水質及びその注意点
4. 水質検査項目、採水地点、検査頻度
 - (1) 水質検査項目
 - (2) 採水地点
 - (3) 検査頻度
 - (ア) 毎日検査項目
 - (イ) 水質基準項目
 - (ウ) 水質管理目標設定項目
 - (エ) 独自の検査項目
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 水質検査結果の評価
9. 水質検査の頻度と信頼性保証
10. 関係機関との連携

1. 基本方針

水道事業者として、需要者に対してより安全でおいしい水を安定して継続供給するため水源から給水に至るまでの水質管理を徹底し、そのために必要な水質検査を行うこととしています。

2. 水道事業の概要

本町では、御笠川の伏流水と宇美川及び御笠川周辺の井戸水を土生山浄水場へ送水し、緩速ろ過方式で浄水処理を行って各家庭に水道水を配っています。また、福岡地区水道企業団からも受水しています。

表2-1に本町の水道事業概要を示します。

表2-1 水道事業概要

事業主体	志免町上下水道課
給水区域	志免町内
給水人口	46,154人
給水戸数	21,129戸
年間配水量	4,127,899 m^3
1日最大配水量	12,246 m^3 /日 (令和6年8月4日)
1日平均配水量	11,278 m^3 /日
施設能力(土生山浄水場)	8,000 m^3 /日

(令和7年3月末現在)

図2-1に令和8年度計画における水源状況を示します。

図 2-1 水源状況

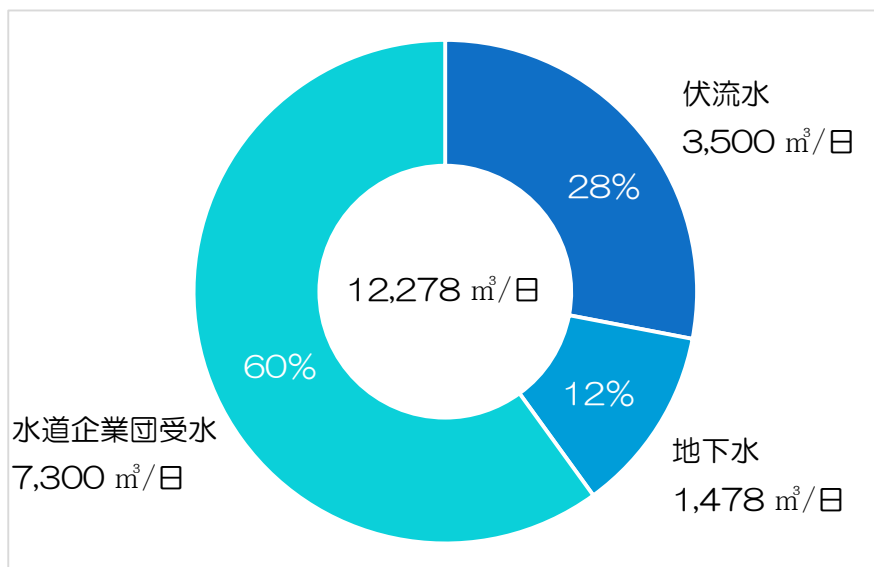


表2-2に土生山浄水場の施設概要を示します。

表2-2 土生山浄水場の施設概要

施設名	土生山浄水場 伏流・地下水混合水
所在地	志免町田富二丁目9番1号
完成年月日	昭和41年1月
施設能力 (m³/日)	8,000m³/日
ろ過池方式	緩速ろ過(4池)

3. 給水栓までの主な水源と水質管理上の留意事項

(1) 土生山浄水場までの主な水源と水質管理上の留意事項

土生山浄水場の主な水源と、留意事項及び検査対象項目を表3-1に示します。

表3-1 主な水源と水質管理上の留意事項

浄水場	主な水源	留意事項	検査対象項目	対処方法
土生山浄水場	御笠川伏流水 地下水	降雨による濁水 油流出事故 農薬散布	色度 濁度 農薬類	取水割合の調整

(2) 土生山浄水場から給水栓までの水質及び留意事項

土生山浄水場から送水される水道水については、水質基準を全て満足しており、安全な水です。

残留塩素については、水道水の消毒に必要なもので、法令で定められた給水栓での残留塩素濃度(0.1mg/L 以上)を維持した上で、必要最低限の注入率となるように土生山浄水場及び配水池で調整しています。

4. 水質検査項目、採水地点、検査頻度

(1) 水質検査項目

本町では水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目(表4-1)、水質基準項目(表4-2)に加え、水質管理目標設定項目(表4-3)及び水道水がより安全かつ良質であることを確認するため、独自の検査項目(表4-5)についても行います。(図4-1)

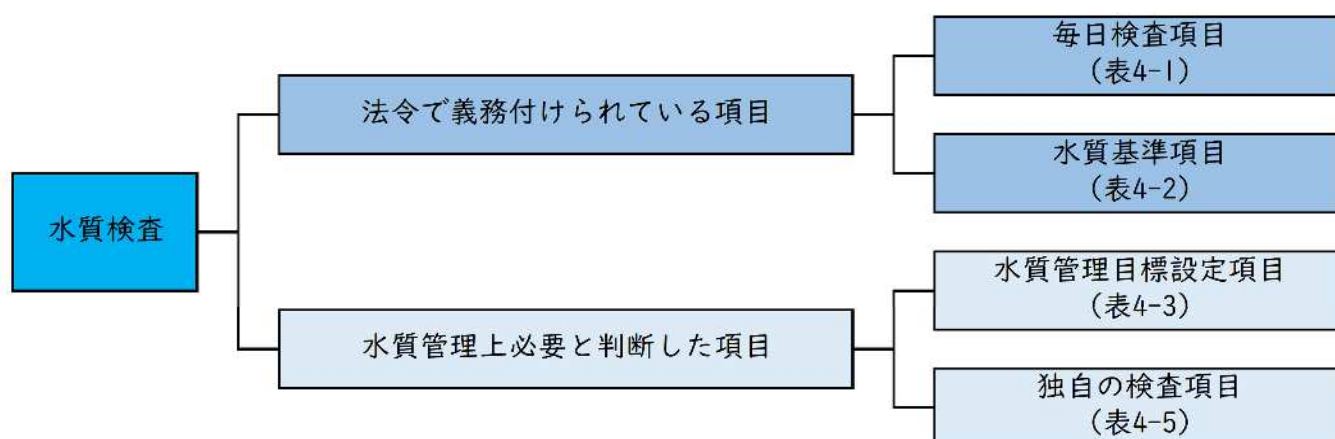


図4-1 水質検査項目

(2) 採水地点

本町では、水源・原水槽・給水栓にて採水を行い、水質検査を実施します。(別図)

(3) 検査頻度

(ア) 毎日検査項目

町内3箇所(桜丘中区配水池、別府二公民館、御手洗共同利用施設)及び土生山浄水場の給水栓で実施します。(表4-1)

表4-1 1日1回行う給水栓の水質検査

検査項目	評価基準	検査頻度	備考
色	異常なし	1日1回	水道法施行規則第15条第1項第1号
濁り	異常なし	1日1回	
残留塩素	0.1mg/L以上	1日1回	

(イ) 水質基準項目

水質基準とは全国どこの水道水にも同じように適用される基準で、この項目は52項目あり、表4-2に項目及び基準値などを示しています。

表4-2 水質基準項目の検査頻度



番号	水質基準項目	基準値	採水箇所・検査回数(年回数)				
			水源		原水槽	給水栓	
			御笠川 水源地	その他 (6箇所)	土生山 浄水場	公民館等 (3箇所)	土生山 浄水場
基01	一般細菌	100 個/mL 以下	2	2	2	12	
基02	大腸菌	検出されないこと	2	2	12	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	2	2	2	1	
基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	2	2	2	1	
基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	2	2	2	1	
基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	2	2	2	1	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	2	2	2	1	
基08	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	2	2	2	4	
基09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	2	2	2	4	
基10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01 mg/L 以下	2	2	2	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	2	2	2	4	
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	2	2	2	4	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	2	2	2	1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	4	4	2	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	4	4	2	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	4	4	2	1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	4	4	2	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4	4	2	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4	4	2	1	
基20	PFOS 及び PFOA	量の和で 0.00005 mg/L 以下	2	2	2	4	
基21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	4	4	2	1	
基22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	消毒を行ったときに生成されるもので、原水では検査を行いません。			4	
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下				4	
基24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下				4	
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下				4	
基26	ジブromokロロメタン	0.1 mg/L 以下				4	
基27	臭素酸	0.01 mg/L 以下				4	
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下				4	
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下				4	
基30	ブromokジクロロメタン	0.03 mg/L 以下				4	
基31	ブromokホルム	0.09 mg/L 以下				4	
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下				4	
基33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下				2	2

基 34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	2	2	2	4	
基 35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	2	2	2	4	
基 36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	2	2	2	1	
基 37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	2	2	2	4	
基 38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	4	2	2	4	
基 39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	2	2	2	12	
基 40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	2	2	2	4	
基 41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	2	2	2	4	
基 42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	2	2	2	1	
基 43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	4	2	2	4	12
基 44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	4	2	2	4	12
基 45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	2	2	2	4	
基 46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	2	2	2	1	
基 47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	2	2	2	12	
基 48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	2	2	2	12	
基 49	味	異常でないこと	2	2	2	12	
基 50	臭気	異常でないこと	2	2	2	12	
基 51	色度	5 度以下	2	2	2	12	
基 52	濁度	2 度以下	2	2	2	12	

(ウ) 水質管理目標設定項目

水質基準を補完するもので、より質の高い水道水の供給をめざし、将来にわたって水道水の安全を

確保するために設定された目標です。(表4-3)

表4-3 水質管理目標設定項目の検査頻度

番号	水質管理目標設定項目	目標値	検査回数(年回数)			
			水源		原水槽	給水栓
			御笠川 深井戸	その他 (6箇所)	土生山 浄水場	公民館等 (3箇所)
目01	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	2		-	2
目02	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下(暫定)	2		-	2
目03	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	2		-	2
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	2		-	2
目08	トルエン	0.4 mg/L 以下	2		-	2
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	2		-	2
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下(暫定)	2		-	2
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下(暫定)	2		-	2
目15	農薬類(総農薬)	検出値と目標値の比の和として、1以下	-		3	-
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	-		-	12
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下	2		-	4
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	2		-	4
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	2		-	2
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	2		-	2
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 mg/L 以下	2		-	2
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	2		-	2
目23	臭気強度(TON)	3 以下	2		-	2
目24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	2		-	4
目25	濁度	1度以下	2		-	12
目26	pH値	7.5 程度	2		-	12
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0に近づける	2		-	2
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000個以下(暫定)	2		-	2
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	2		-	2
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	2		-	4

※表 4-3 の農薬類の目標値は、表4-4の各農薬の検出値を、それぞれの目標値で除した値を合計

して、その合計値が 1 以下であることを示します。

表4-4 農薬類の検査時期

番号	名 称	目標値	検査時期
農 062	テフリルトリオン	0.002 mg/L 以下	8 月
農 066	トリシクラズール	0.1 mg/L 以下	9 月
農 071	ピラクロニル	0.01 mg/L 以下	6 月
農 073	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02 mg/L 以下	6 月
農 076	ピロキロン	0.05 mg/L 以下	9 月
農 080	フェリムゾン	0.05 mg/L 以下	9 月
農 097	ペンシクロン	0.1 mg/L 以下	9 月
農 100	ベンタゾン	0.2 mg/L 以下	8 月
農 111	メミノストロビン	0.04 mg/L 以下	9 月

(エ) 独自の検査項目

本町で実施している独自の検査項目を表4-5に示しており、大腸菌やクリプトスポリジウム等の検査を土生山浄水場の原水に対し行っています。

表4-5 独自の検査項目の検査頻度

検査項目	備考	検査回数(年回数)
大腸菌及び嫌気性芽胞菌(クリプト指標菌)	原水の監視のために行います	12
クリプトスポリジウム		4
ジアルジア		4

5. 臨時の水質検査

定期検査以外にも、以下の事由が発生した場合、臨時の水質検査を実施します。

- ✓ 水源水質が渇水や洪水などで著しく悪化した場合
- ✓ 水質事故などによる水質異常が発生した場合
- ✓ 水源付近や配水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行した場合
- ✓ 浄水処理過程で異常があった場合
- ✓ 大規模な配水管工事やその他、水道施設が著しく汚染された恐れがある場合
- ✓ その他、特に必要と認められる場合

6. 水質検査の方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」など）によって行います。また、検査用の水の採取は、志免町水道技術管理者の指導に基づいて水道施設運転管理業務委託業者が行い、検査は福岡地区水道企業団水質センターへ委託しています。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

次年度の水質検査計画については、過去の浄水および原水の検査結果をもとに、検査計画を定めていきます。

水質検査計画及び各給水栓（4箇所）での検査結果については、町のホームページで閲覧できます。

8. 水質検査結果の評価

検査結果を水質基準値などと比較して、法令に適合した水質であることを確認します。さらに検査結果を解析して、送水過程や浄水処理過程での水質変化について評価を行い、より安全で良質な水の安定供給に活かします。

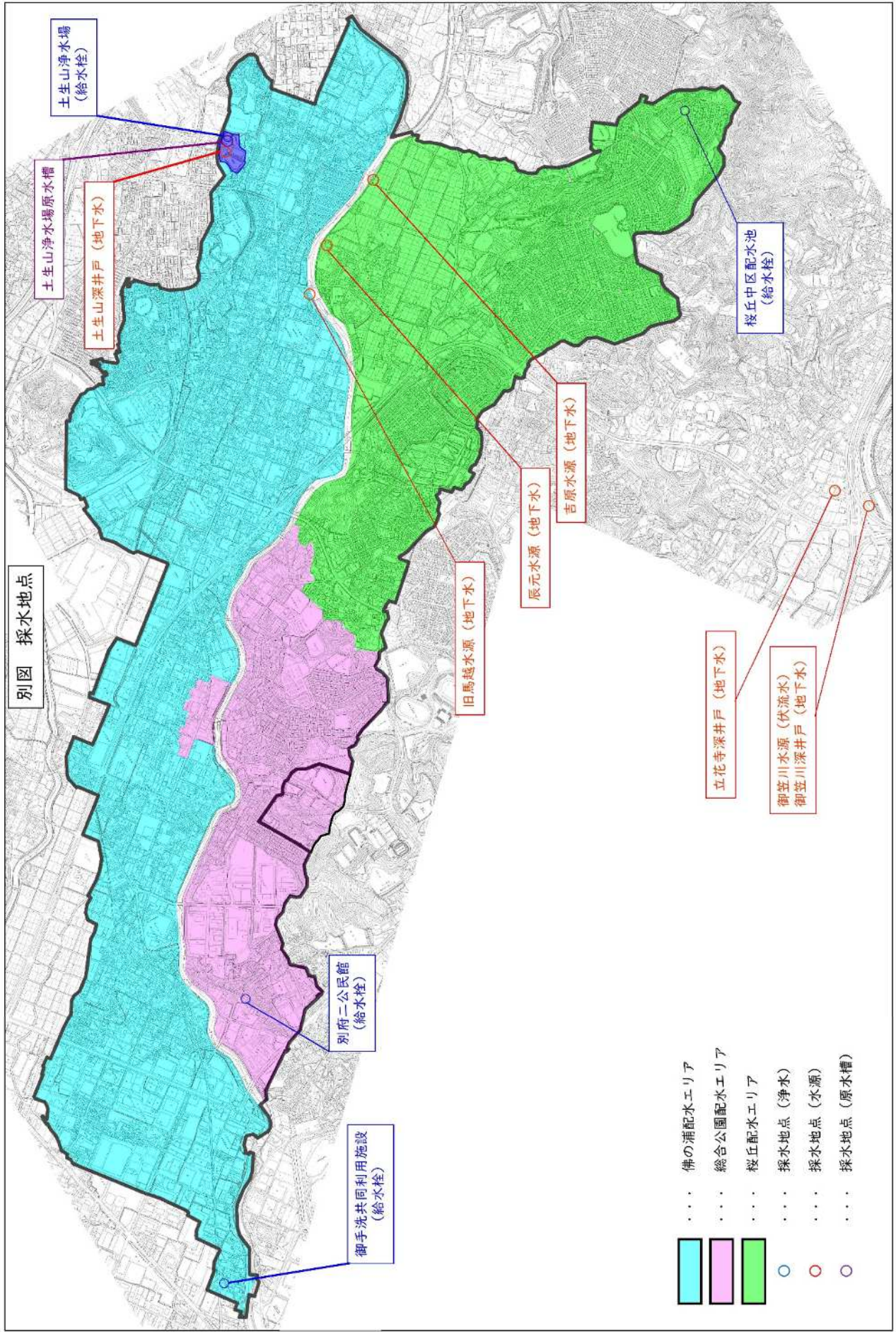
9. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査結果の信頼性を確保するために、水質検査を委託している検査機関に、内部精度管理及び外部精度管理の実施をお願いしています。

10. 関係機関との連携

水道水に起因する感染症の発症や、水源の水質汚染事故などが発生した場合は、福岡県水道整備室、粕屋保健福祉事務所、福岡地区水道企業団及び関係機関と連絡調整を行い、連携して速やかに対策を講じます。

別図 採水地点



お問い合わせ先

志免町役場 上下水道課 業務係

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

Tel:092-935-1097 Fax:092-935-2423